

# 鹿児島県事務処理の特例に関する条例

平成 12 年 3 月 28 日  
条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 別表商工観光労働部の表 1 の項並びに別表土木部の表 2 の項、4 の項及び 7 の項中「各市」とあるのは、平成 18 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間は「各市（日置市、曾於市及び志布志市を除く。）」とする。

(平 17 条例 9 ・ 追加 ・ 平 17 条例 82 ・ 一部改正)

附 則（平成 13 年 3 月 27 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表保健福祉部の表 3 の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日条例第 13 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、（中略）平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2・3 （省略）

附 則（平成 14 年 3 月 29 日条例第 8 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表保健福祉部の表 2 の項及び 5 の項並びに別表土木部の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 25 日条例第 5 号）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鹿児島県屋外広告物条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 83 号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

附 則（平成 15 年 3 月 25 日条例第 9 号）  
この条例は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 25 日条例第 10 号）  
この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 14 日条例第 47 号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
（平成 15 年 12 月規則第 88 号で、同 16 年 1 月 13 日から施行）

附 則（平成 15 年 12 月 19 日条例第 55 号）抄  
1 この条例は、法の施行の日から施行する。  
（施行の日 = 平成 16 年 1 月 29 日）

附 則（平成 16 年 3 月 26 日条例第 7 号）  
この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表保健福祉部の表 19 の項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 8 日条例第 58 号）  
この条例中第 1 条、第 3 条、第 4 条及び第 8 条の規定は平成 16 年 10 月 12 日から、第 2 条、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条及び第 10 条の規定は同年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 24 日条例第 69 号）抄  
1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日条例第 8 号）抄  
（施行期日）  
1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日条例第 9 号）  
この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中別表土木部の表の改正規定は公布の日から、第 2 条の規定は同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日条例第 63 号）抄  
1 この条例は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。ただし、題名の改正規定、別表第 1 の改正規定中「及び漁具干場」を「、漁具干場及び漁港施設用地」に改める部分及び附則第 3 項中鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成 12 年鹿児島県条例第 7 号）別表林務水産部の表 2 の項の改正規定（「漁港管理条例」を「鹿児島県漁港管理条例」に改める部分に限る。）は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 12 日条例第 82 号）  
この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 26 日条例第 101 号）  
1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 17 年 12 月 26 日条例第 106 号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 11 号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 13 号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 29 号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 11 日条例第 47 号）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 70 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号）第 3 条，第 5 条第 2 項，第 6 条第 1 項，第 7 条第 2 項，第 8 条第 2 項及び第 5 項並びに第 9 条の規定に基づく事務については，この条例による改正前の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表保健福祉部の表 6 の項の規定は，なおその効力を有する。

附 則（平成 18 年 12 月 26 日条例第 74 号）

- 1 この条例は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表保健福祉部の表 9 の項，別表農政部の表 2 の項第 8 号並びに別表土木部の表 6 の項第 5 号から第 7 号まで及び 8 の項第 2 号の改正規定 公布の日
  - (2) 別表環境生活部の表 2 の項第 5 号及び別表林務水産部の表 1 の項第 6 号の改正規定 平成 19 年 4 月 16 日
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令，条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し，及び執行することとなる事務に係るものは，施行日以後における法令等の適用については，当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

表 抜 粹

事務	市町村
<p>2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年鹿児島県条例第40号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による設立の認証</p> <p>(2) 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び縦覧</p> <p>(3) 法第12条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による不認証の通知</p> <p>(4) 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登記の完了の届出の受理</p> <p>(5) 法第18条第3号の規定による不正の行為等の報告の受理</p> <p>(6) 法第23条第1項の規定による役員の名等の変更の届出の受理</p> <p>(7) 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証</p> <p>(8) 法第25条第6項の規定による軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理</p> <p>(9) 法第29条第1項の規定による事業報告書等の受理</p> <p>(10) 法第29条第2項の規定による事業報告書等の閲覧の実施</p> <p>(11) 法第30条において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の規定による仮理事の選任</p> <p>(12) 法第30条において準用する民法第57条の規定による特別代理人の選任</p> <p>(13) 法第31条第2項の規定による解散の認定</p> <p>(14) 法第31条第4項の規定による解散の届出の受理</p> <p>(15) 法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証</p> <p>(16) 法第34条第3項の規定による合併の認証</p> <p>(17) 法第40条において準用する民法第77条第2項の規定による清算人の氏名及び住所の届出の受理</p> <p>(18) 法第40条において準用する民法第83条の規定による清算終了の届出の受理</p> <p>(19) 法第41条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査</p> <p>(20) 法第42条の規定による改善命令</p> <p>(21) 法第43条第1項及び第2項の規定による設立の認証の取消し</p> <p>(22) 法第43条第4項の規定による審理を公開により行わない理由を記載した書面の交付</p> <p>(23) 法第43条の2(法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による警視總監又は道府県警察本部長の意見の聴取</p> <p>(24) 法第43条の3(法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による警視總監又は道府県警察本部長の意見の聴取</p> <p>(25) 条例第3条第2項の規定による書類の受理</p>	<p>鹿屋市, 薩摩川内市及び霧島市</p>
<p>3 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく事務のうち、同令第39条の23第1項第8号の規定による証明書の交付(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)</p>	<p>鹿屋市, 薩摩川内市及び霧島市</p>

